



【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とセットで、【フラット35】の当初5年間の借入金利を引き下げる制度です。

当初5年間の
借入金利

年 **0.25%** 引下げ

【フラット35】S との併用で
当初5年間 年 **0.5%** 引下げ

【フラット35】に関するご相談は

 住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。

048-615-0420 (通話料金がかかります。)

<フラット35サイト> www.flat35.com

東京都内で連携している地方公共団体

地方公共団体名	利用できるプラン				ご案内先
	子育て支援型			地域活性化型	
	若年子育て	同居	近居	防災	
文京区				●	
台東区		●		●	
墨田区		●	●	●	
江東区				●	
品川区				●	
大田区				●	
世田谷区				●	
荒川区				●	
葛飾区				●	
福生市	●	●	●		
多摩市		●	●		
奥多摩町	●				

<注意事項>●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けることが必要です。このほか、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。

【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、借換融資には利用できません。

●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Aプラン）と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Bプラン）があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。⚠【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

⚠ 外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。